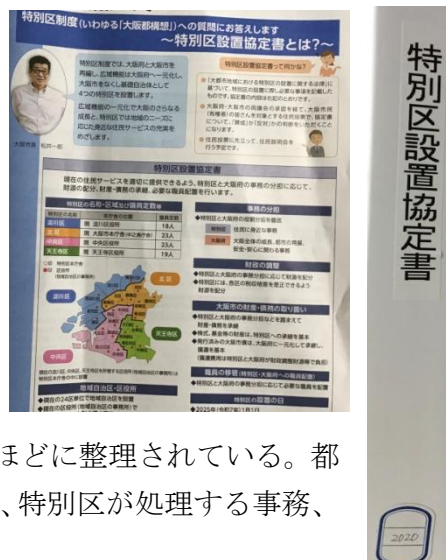


大阪市廃止と大阪市の財産乗っ取り

淀川区広報誌『よどマガ!』9月号が自宅ポストに入っていた。「新たな大都市制度」は特別区設置協定書とは?である。写真の『特別区設置協定書』(以下、協定書)が今日3日の大阪府会臨時会で可決されると、基準日から60日以内に住民投票が実施され、大阪市廃止も現実味を帯びる。昨年6月以降ずっと傍聴してきた「法定協議会」で、膨大な資料を入手してきたが、こうして一冊になると、全体を通して読んで問題点を確認できる。

協定書は全体で965ページ余り、そのうち本文が21ページ、あとは別表である。ここでは、別表を紹介したい。別表第1が事務分担関係で330ページほどに整理されている。都道府県、指定都市、中核市権限に係る法令事務のうち、特別区が処理する事務、任意事務等が列挙されている。



別表第2は特別区・大阪府が承継する財産と債務、特別区が一部事務組合を設けて共同処理する事務、財産処分、財産・債務目録である。このうち600ページが財産・債務目録であり、協定書全体の3分の2近くを占めている。そして別表第3は職員の移管、特別区と大阪府の組織機構である。

維新が進めてきた大阪市廃止・特別区設置なる構想は、大阪府による大阪市乗っ取りだと主張してきた。大阪市の基幹税である固定資産税や法人市民税、さらには都市計画税や事業所税までが大阪府税となり、特別区は特別区民税に依存する脆弱な税収構造となってしまう。こうした税源移譲に注目してきたが、協定書の財産目録などをじっくり見ていて、大阪市財産の大阪府による「没収」にも目を向けなくてはと思った。

大阪市の財産は11兆4960億円、内訳は一般会計10兆7998億円、政令等特別会計6961億円である。特別区の設置に伴う承継先は、特別区等7兆9719億円(69.3%)、大阪府3兆5241億円(30.7%)となっている。特別区等の内訳は土地・建物・工作物・物品7兆335億円、株式・出資6377億円、債権787億円、基金2219億円。大阪府は土地など2兆4446億円、株式・出資3216億円、債権816億円、基金6763億円。特別区等は土地などが大半を占めるが、大阪府は基金のウェイトも高い。

大阪府は130年の歴史をもつ全国有数の大都市である。大阪市民の手により作られてきた土地・建物などの貴重な財産なのである。詳細な分析は別にして、大阪市の財産のうち3.5兆円余が大阪府に承継されること、全体の3割が「没収」される事実だけは、きちんと記憶して記録に残しておきたい。

(2020年9月3日)